

所管事項調査に関する資料②

| 【目次】 | 【ページ】 |
|------------------------------|-------|
| 1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等について | |
| (1) 資金繰り支援 | 1 |
| (2) 中小事業者等一時金【第1期】 | 3 |
| (3) 営業時間短縮要請協力金 | 4 |
| (4) 商店街等にぎわい復活支援費 | 6 |
| (5) チャレンジ企業応援補助金 | 7 |
| (6) 事業承継支援費 | 8 |

商 工 部

令和3年6月



1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等について

(1) 資金繰り支援

ア 事業者向け相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受ける中小企業者の経営・資金繰り等に関する相談対応のため、令和2年2月14日から事業者向けの相談窓口を設置。

【相談件数（令和3年6月7日時点）】4,469件

イ セーフティネット保証等の信用保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者について、信用保証協会が一般の保証付き融資（最大2.8億円）とは別枠で保証を行う支援制度であり、中小企業信用保険法に基づき、信用保証の対象となる中小企業者等を市町村長が認定する。

現在、セーフティネット（SN）保証4号、5号及び危機関連保証が利用できる。

○SN保証4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、幅広い業種で影響が生じている地域（47都道府県※1）を対象に、信用保証協会が借入債務の100%を保証。

○SN保証5号：全国的に、特に重大な影響が生じている指定業種（全業種※1）を対象に、信用保証協会が借入債務の80%を保証。

○危機関連保証：全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることをふまえ、全国・全業種の事業者を対象に、信用保証協会が借入債務の100%を保証。※一般保証、SN保証とはさらに別枠で保証。

※1 地域指定及び業種指定は、国による定期的な見直しが行われる。

【認定件数（令和3年6月7日時点）】

SN保証4号 1,683件 / SN保証5号 1,354件 / 危機関連保証 927件

ウ 融資制度

(ア) 政府系金融機関による融資

| | | |
|--------------|--------------------------|---|
| 日本政策 金融公庫 | 新型コロナウイルス 感染症特別貸付 | ・ 中小事業6億円、国民事業0.8億円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、据置5年 |
| | 新型コロナウイルス 対策マル経融資 | ・ 1,000万円(別枠) ・ 設備10年(据置4年)、運転7年(据置3年) |
| | 生活衛生新型コロナウ イルス感染症特別貸付 | ・ 8,000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、据置5年 |
| | 新型コロナウイルス 対策衛経融資 | ・ 1,000万円(別枠) ・ 設備10年(据置4年)、運転7年(据置3年) |
| 商工組合 中央金庫 | 危機対応融資 | ・ 6億円 ・ 設備20年、運転15年、据置5年 |

※上記の制度において、「特別利子補給制度」を併用することにより、売上高が急減した事業者（小規模事業者：15%減少、中小企業者等：20%減少）等に対して、最長で借入後当初3年間の利子補給がなされる（限度額有り）。

(イ) 民間金融機関による信用保証付き融資

a 市の融資制度「中小企業災害復旧等支援資金」

国による信用保証制度（SN保証、危機関連保証）の発動に伴い、融資要件について「危機関連保証のみ」としていたところを、市長特認事項として、指定期間の終期まで「SN4号及び5号」も対象に含めた制度見直しを実施。

| | | | |
|------|--|------|------------------|
| 融資上限 | 1企業あたり2,000万円 | 融資期間 | 運転7年、設備10年（据置1年） |
| 保証料 | 0%（市が全額補給） | 金利 | 1.4% |
| 融資要件 | ・危機関連保証の認定を受けたこと ・新型コロナウイルス感染症に起因して、SN保証4号の認定を受けたこと ・新型コロナウイルス感染症に起因して、SN保証5号の認定を受けたこと | | |
| 融資実績 | 14件、99百万円（令和3年4月末時点） | | |

b 県の融資制度「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」

| | | | |
|------|--|------|----------------|
| 融資上限 | 1企業あたり1億円 | 融資期間 | 運転・設備10年（据置2年） |
| 保証料 | 年0.05%～0.90% ※ただし、SN保証4号又は危機関連保証認定を受けた場合は0.05%。 SN保証5号認定を受けた場合は0%。 | | |
| 金利 | 1.3% | | |
| 融資実績 | 1,284件、26,373百万円（令和3年4月末時点、保証承諾ベース） | | |

(参考) 県の融資制度「緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）」

※新規申込は、令和3年3月末で終了した。

| | | | |
|------|--|------|----------------|
| 融資上限 | 6,000万円（別枠） | 融資期間 | 設備・運転10年（据置5年） |
| 保証料 | 0.85% | 金利 | 1.3% |
| 担保 | 無担保 | | |
| 融資要件 | ○個人事業主かつ小規模事業者 【売上高減少：5%以上】⇒当初3年間利子補給、保証料全額補助 ○中小企業者 【売上高減少：5%以上15%未満】⇒金利1.3%、保証料1/2補助 【売上高減少：15%以上】⇒当初3年間利子補給、保証料全額補助 | | |
| 融資実績 | 9,045件、132,580百万円（令和3年4月末時点、保証承諾ベース） | | |

(2) 中小事業者等一時金【第1期】

ア 制度概要

令和3年1月20日から2月7日にかけて要請された飲食店に対する営業時間の短縮や不要不急の外出自粛により、事業活動に大きな影響を受けている市内事業者（個人事業主を含む）に対し、一時金を支給するもの。

イ 主な要件

令和3年1月または2月の売上が前年（または前々年）同月比で20%以上減少していること。 ※ 時短営業に伴う協力金受給者は対象外

ウ 支給額

1事業者あたり20万円（定額）

※ 減収率50%以上で要件に合致する事業者は30万円

エ 申請期間

令和3年3月8日から令和3年5月31日まで

オ 申請件数等（令和3年6月7日時点）

| | 件数 | 金額 |
|--------------|--------|-------------|
| (ア) 申請件数 | 5,337件 | — |
| (イ) 支給済 | 4,335件 | 1,118,700千円 |
| (ウ) 不支給決定済 | 197件 | — |
| (エ) 審査中・支払待ち | 805件 | — |

(参考) 中小事業者等一時金 第1期と第2期の制度比較

| | | 中小事業者等一時金（第1期） | 中小事業者等一時金（第2期） |
|---|--------|---|---|
| 1 | 時短要請期間 | 令和3年1月20日～2月7日 (19日間) | 令和3年4月28日～6月7日 (41日間) |
| 2 | 減収対象月 | 令和3年1月、2月 (いずれか1か月) | 令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月) |
| 3 | 支給額 | 減収 ▲20% 20万円（定額） [市20万円] | 各月12.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月] |
| | | 減収 ▲50% 30万円（定額） [市20万円、県10万円] | 各月17.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月、県5万円×2か月] |
| 4 | 支給イメージ | <p>支給額</p> <p>減収率 20%以上50%未満 一律20万円 減収率 50%以上 一律30万円</p> <p>令和3年1月、2月のうちいずれか1か月</p> | <p>1か月あたりの支給額（2か月で最大35万円）</p> <p>減収率 20%以上50%未満 一律12.5万円 減収率 50%以上 最大17万5千円</p> <p>令和3年4月、5月または6月のうちいずれか2か月</p> |

(3) 営業時間短縮要請協力金

ア 制度概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。

イ 営業時間短縮要請期間

【第1期】令和3年4月28日（水）から同年5月11日（火）（14日間）

【第2期】令和3年5月12日（水）から同年5月31日（月）（20日間）

【第3期】令和3年6月1日（火）から同年6月7日（月）（7日間）

ウ 対象事業者

長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設（キャバレー、スナック、カラオケボックス等）を運営する事業者。

エ 対象店舗

長崎市内の食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設 3,436店舗のうち、「オ 主な申請要件」を満たす店舗。

オ 主な申請要件

- (ア) 営業時間短縮要請の日以前（【第1期】令和3年4月27日）（【第2期】令和3年5月11日）（【第3期】令和3年5月31日）から、対象店舗を運営していること。
- (イ) 要請期間のすべての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時までとする。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合を対象外）。
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者でないこと。

カ 協力金額

1日あたりの給付額×営業時間短縮要請期間（日数）

| | | | |
|------------------------|------------------|---|----------------------------|
| 中小企業 （個人事業者 を含む） | 売上高 方式 | 前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高 | [1日あたりの給付額] |
| | | 8万3,333円以下 | 2万5,000円 |
| | | 8万3,333円超 25万円未満 | 前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割 |
| | | 25万円以上 | 7万5,000円 |
| 大企業 | 売上高 減少額 方式 | [1日あたりの給付額] 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限：「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの 売上高の3割」のいずれか低い金額 | |

※中小企業は売上高減少額方式を選択することも可能。

キ 申請期間

【第1期】令和3年5月17日（月）～同年6月30日（水）

【第2期】令和3年6月1日（火）～同年7月15日（木）

【第3期】令和3年6月15日（火）～同年8月2日（月）

ク 【第1期】申請店舗数等（令和3年6月7日時点）

| | 件数 | 金額 |
|--------------|---------|------------|
| (ア) 申請店舗数 | 1,965 件 | — |
| (イ) 支給済店舗 | 1,572 件 | 598,906 千円 |
| (ウ) 対象外店舗 | 1 件 | — |
| (エ) 審査中・支払待ち | 392 件 | — |

(4) 商店街等にぎわい復活支援費

ア 制度概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた商店街等のにぎわいを復活させるため、商店街のほか各業界団体や実行委員会が実施するにぎわいの創出に資する取組みを支援するもの。

イ 補助対象者

- (ア) 商工会
- (イ) 商工会議所
- (ウ) 商店街振興組合
- (エ) 事業協同組合
- (オ) 商店街
- (カ) 小売市場
- (キ) 商店街連合組織
- (ク) 10 者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会

ウ 補助率

補助対象経費の 9 / 10 以内

エ 補助限度額

2,000 千円以内

オ 補助対象事業

- (ア) プレミアム商品券発行
- (イ) スタンプラリー
- (ウ) 食べ・飲み歩きイベント
- (エ) 復活祭 など

カ 補助対象経費

広告宣伝費、消耗品費、会場借料、チラシ等作成費、通信運搬費、自動車借料、機械器具借料、業務委託費、会場整備費、商品券等のプレミアム分の経費、GoTo 商店街事業の採択を受け実施する事業の自己負担分に要する経費

キ 申請期間

令和 3 年 9 月 30 日まで

ク 申請件数 (令和 3 年 6 月 7 日時点)

1 件

(5) チャレンジ企業応援補助金

ア 制度概要

市内中小企業のウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな取組みを促進するため、販路開拓・拡大、新製品開発、ICT・IoT活用技術による生産性向上、新事業展開の取組みを支援するもの。

イ 対象事業

- (ア) モール型ECサイトへの参入・販売促進支援事業
- (イ) ネット販売向け新製品開発支援事業
- (ウ) ICT・IoT活用技術による生産性向上支援事業
- (エ) 新事業展開支援事業

ウ 補助対象者

- (ア) 市内で事業を営む中小企業者（小規模事業者を除く）
- (イ) ～ (エ) 市内で事業を営む中小企業者

エ 補助率

補助対象経費の2/3以内

※県から経営革新計画の承認を受けている計画は3/4

オ 補助限度額

1企業者あたり3,000千円

(各上限額 (ア) 500千円、(イ) ～ (エ) 3,000千円)

カ 補助対象経費

| | |
|-----------|--|
| (ア) | 入会金・登録料、月額出店料、月額利用料、ページ制作料、広告宣伝費 |
| (イ) ～ (エ) | 旅費、謝金、受講料、会場借上料、消耗品費、機械設備等、委託費、開発費、共同研究費 |

キ 申請件数（令和3年6月7日時点）

127件

(6) 事業承継支援費

ア 制度概要

経営者の高齢化及び後継者不在による廃業などで、地域の雇用や経済に大きな損失を招くことが問題視されているなか、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化が追い打ちとなり、さらに廃業が増加することが危惧されている。その対策として、中小企業者等の技術及びサービス並びに雇用の喪失を防ぐため、事業承継に向けた課題解決に取り組む経営者に対し、その経費の一部を支援するもの。

イ 対象事業

- (ア) 事業承継に係る初期診断
- (イ) 事業承継に係る課題分析及びコンサルティング
- (ウ) 事業承継に係る事業承継計画の作成
- (エ) 事業承継に係る事業価値の算出
- (オ) 事業承継に係るM&Aの仲介委託

ウ 補助対象者

市内に本社又は事業所を置き、当該本社又は事業所の事業承継を実施しようとする中小企業者等で、市内において事業を営んでおり、事業承継後も市内で事業を営む予定である者。

なお、次のいずれかの形態により事業を引き継ぐ者。

- (ア) 法人又は個人事業主から個人事業主に対する事業譲渡
- (イ) 法人から個人事業主に対する株式譲渡
- (ウ) 同一法人において、代表退任及び代表就任を伴う代表者交代
- (エ) 法人から他の法人に対する吸収合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式譲渡、株式移転又は新設合併。ただし、両法人の総議決権数の過半数を有する者が同一のものである場合を除く。
- (オ) 個人事業主から法人に対する事業譲渡。ただし、当該法人の総議決権数の過半数を有する者と当該個人事業主が同一のものである場合を除く。

エ 補助率

補助対象経費の3分の2（千円未満の端数切捨て）

オ 補助限度額

上限 65 万円

カ 補助対象経費

補助事業者が専門事業者に支払う補助対象事業に係る経費で、補助事業期間において支払われるもの。（事業承継の成立時に支払う成功報酬に係る経費は、対象外。）